

# (1)令和 5 年度の配水計画について

## 配水計画

最上川中流土地改良区令和 5 年度配水計画

### 第 1 章 取水の基本事項

(取水口等の位置)

第 1 条 最上川取水口 山形県西村山郡朝日町大字四ノ沢八ツ目久保 7 2 番 1 4 地先  
(最上川右岸)

馬見ヶ崎川 山形県山形市大字妙見寺字本村 1 0 2 番 2 地先 (馬見ヶ崎川左岸)  
合口頭首工

(取水量等)

第 2 条 最大取水量及び使用水量は、次の表のとおりとする。

期間	4 月 11 日から	5 月 6 日から	5 月 21 日から	9 月 11 日から	10 月 1 日から	年 間
区分	5 月 5 日まで	5 月 20 日まで	9 月 10 日まで	9 月 30 日まで	翌年の 4 月 10 日まで	総 取 水 量
最 上 川 取 水 口	0.738 m <sup>3</sup> /s	7.823 m <sup>3</sup> /s	6.568 m <sup>3</sup> /s	0.678 m <sup>3</sup> /s	0.631 m <sup>3</sup> /s	59,680 千 m <sup>3</sup>
馬見ヶ崎川 合口頭首工	1.223 m <sup>3</sup> /s	2.121 m <sup>3</sup> /s	1.464 m <sup>3</sup> /s	1.223 m <sup>3</sup> /s	1.223 m <sup>3</sup> /s	39,420 千 m <sup>3</sup>

### 第 2 章 各配水水系への配水方法

(配水水系)

第 3 条 本地区の頭首工・分水工は資料 1 に定めるとおりとする。

(分水日及び分水方法)

第 4 条 各分水工への分水日及び分水方法は資料 2 のとおりとするが、河川の流況や天候等を勘案して分水することとなる。

(配水水系の代表者及び連絡先)

第 5 条 各配水水系の代表者及びその連絡先は資料 1 のとおりとする。

令和5年度分水日程

資料2

路線名	分 水 工 名	分 水 日	摘 要	
西部幹線用水路 直接掛り	山 辺	5 月 7 日	10:00～	改良区職員が分水操作
	北宿第1	5 月 7 日	県圃パイプライン、5月7日より用水可能	
	北宿第2	5 月 7 日		
	反 田	5 月 7 日		
	古 館	5 月 7 日		
	門伝第1	5 月 7 日		
大曾根 揚水機場掛り	根 際	5 月 7 日	県圃パイプライン、5月7日より用水可能	
	要 害	5 月 7 日		
	常明寺	5 月 7 日		
門 伝 揚水機場掛り	門伝第2	5 月 7 日	県圃パイプライン、5月7日より用水可能	
	柏 倉	5 月 7 日		
	本 沢	5 月 7 日		
	南山形第1	5 月 7 日	13:15～	遠方操作により分水
	南山形第2	5 月 7 日	13:30～	
	南山形第3	5 月 7 日	13:45～	
一ノ関 揚水機場掛り	久保手	5 月 7 日	団体営パイプライン、5月7日より用水可能	
中部幹線用水路	南 館	5 月 7 日	9:00～	水利調整委員が立合い のうえ、改良区職員が 分水操作
	上 町	5 月 7 日	9:20～	
	石 関	5 月 7 日	9:40～	
	飯 塚	5 月 7 日	10:00～	
	榎 沢	5 月 7 日	10:20～	
	西 崎	5 月 7 日	13:30～	同 上
	志戸田	5 月 7 日	13:50～	
	追 散	5 月 7 日	14:10～	
	八ヶ郷第1	5 月 7 日	13:30～	同 上
	八ヶ郷第2	5 月 7 日	13:45～	同 上
	八ヶ郷第3	5 月 7 日	11:00～	同 上
	今 塚	5 月 8 日	9:00～	同 上
	沖 堰	5 月 8 日	9:30～	
	境 田	5 月 8 日	9:45～	
	成 安	5 月 7 日	9:00～	同 上
灰 塚	5 月 7 日	団体営パイプライン、5月7日より用水可能		
漆 山	5 月 9 日	9:00～	改良区職員が分水操作	